建築物における衛生的環境の確保に 関する事業の登録事務取扱要領

> 令和3年3月 石川県生活環境部環境政策課

I	建築	物における衛生的環境の確保に関する事業の登録事務取扱要領	
	第1	趣旨	- 1
	第2	登録を受けられる業種	- 1
	第3	登録基準	- 2
	第4	登録の申請手続	- 6
	第5	登録手数料の納入	- 8
	第6	登録	- 8
	第7	登録証明書の交付	- 8
	第8	変更の届出	- 6
	第9	事業の廃止等	- 6
	第10	登録証明書の書換え交付	•
	第11	登録証明書の再交付	•
	第12	登録に係る事業の実績報告書の提出	- 1
	第13	登録の取消し	- 1
	第14	報告、検査等	- 1
	(参考	考)建築物環境衛生維持管理業の登録申請等早見表	- 2
П	建築物環境衛生管理業登録に係る留意事項		
	第1	登録制度の趣旨	- 25
	第2	制度の概要	- 25
	第3	登録基準	- 27
	第4	登録の申請	- 4]
	笙 5	変更の居出等	- 44

I 建築物における衛生的環境の確保に 関する事業の登録事務取扱要領

第1 趣旨

ビルの清掃、空気環境の測定等ビル内の環境衛生上の維持管理を業とする者の適正な登録を行うため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和45年政令第304号。以下「令」という。)、同法施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、登録事務に係る取扱いに必要な事項を定めるものである。

第2 登録を受けられる業種(法第12条の2)

次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その 所在地を管轄する知事の登録(有効期間は6年)を受けることができる。

1 建築物清掃業

建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は 含まない。)

2 建築物空気環境測定業

建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、 気流)の測定を行う事業

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

4 建築物飲料水水質検査業

建築物における飲料水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生省令第101号)の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽(以下「貯水槽」という。)の清掃を行う事業

6 建築物排水管清掃業

建築物の排水管の清掃を行う事業

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

建築物における、ねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)の防除を行う事業

8 建築物環境衛生総合管理業

建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

第3 登録基準

- 1 建築物清掃業の登録基準 (規則第25条)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア
 真空掃除機
 - イ 床みがき機
 - (2) 清掃作業の監督を行う者(以下「清掃作業監督者」という。)は、建築物の清掃に関し、厚生労働大臣の定める資格を有する者であって、厚生労働大臣の定めるところにより清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了したものであること。
 - (3) 清掃作業に従事する者(以下「清掃作業従事者」という。)は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。
 - (4) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 2 建築物空気環境測定業の登録基準 (規則第26条)
 - (1) 規則第3条の2第1号の表の第1号から第6号の下欄に掲げる測定器(同表第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。
 - (2) 空気環境の測定を行う者(以下「空気環境測定実施者」という。)は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了した者 イ アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - (3) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 3 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準 (規則第26条の3)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 電気ドリル及びシャー又はニブラ ※ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。
 - イ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)
 - ウ 電子天びん又は化学天びん ※1mg以上の分解能を有するものに限る。
 - エ コンプレッサー
 - オ 集じん機
 - カ 真空掃除機
 - (2) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者(以下「ダクト清掃作業監督者」という。) は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより、空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の 課程を修了した者
 - イ アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- (3) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者(以下「ダクト清掃作業従事者」という。)は、厚生労働大臣の定める研修を終了したものであること。
- (4) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 4 建築物飲料水水質検査業の登録基準 (規則第27条)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
 - イ フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマー質量 分析装置
 - ウ イオンクロマトグラフ
 - 工 乾燥機
 - 才 全有機炭素定量装置
 - 力 pH計
 - キ 分光光度計又は光電光度計
 - ク ガスクロマトグラフー質量分析計
 - ケ 電子天びん又は化学天びん
 - (2) 飲料水の水質検査(以下「水質検査」という。) を適確に行うことのできる検査室を有すること。
 - (3) 水質検査を行う者(以下「水質検査実施者」という。)は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学 的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれ に相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査 の実務に従事した経験を有する者
 - エ ア〜ウと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - (4) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 5 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準 (規則第28条)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 揚水ポンプ
 - イ 高圧洗浄機
 - ウ残水処理機
 - エ 換気ファン
 - 才 防水型照明器具

- カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器
- (2) (1)の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- (3) (1)の機械器具は貯水槽の清掃に専用のものであること。
- (4) 貯水槽の清掃作業の監督を行う者(以下「貯水槽清掃作業監督者」という。) は次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者
 - イ アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (5) 貯水槽の清掃作業に従事する者(以下「貯水槽清掃作業従事者」という。) は、厚生労働大臣の定める 研修を修了したものとする。
- (6) 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 6 建築物排水管清掃業の登録基準 (規則第28条の3)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ※ ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。
 - イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
 - ウ ワイヤ式管清掃機
 - エ 空圧式管清掃機
 - オ 排水ポンプ
 - (2) (1) の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
 - (3) (1)の機械器具は排水管の清掃に専用のものであること。
 - (4) 排水管の清掃作業の監督を行う者(以下「排水管清掃作業監督者」という。) は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者
 - イ アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - (5) 排水管の清掃作業に従事する者(以下「排水管清掃作業従事者」という。) は、厚生労働大臣の定める 研修を修了したものであること。
 - (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 7 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準 (規則第29条)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
 - イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
 - ウ 噴霧機及び散粉機
 - 工 真空掃除機

- オ 防毒マスク及び消火器
- (2) (1) の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- (3) ねずみ等の防除作業の監督を行う者(以下「防除作業監督者」という。)は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところによりねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程 を修了した者
 - イ アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (4) ねずみ等の防除作業に従事する者(以下「防除作業従事者」という。)は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。
- (5) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。
- 8 建築物環境衛生総合管理業の登録基準(規則第30条)
 - (1) 次の機械器具を有すること。
 - ア 真空掃除機
 - イ 床みがき機
 - ウ 2(1)の測定器及び器具
 - 工 残留塩素測定器
 - (2) 業務全般を統括する者(以下「統括管理者」という。)は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の定めるところにより講習の課程を修了したものであること。
 - (3) 清掃作業監督者は、建築物の清掃に関し、厚生労働大臣の定める資格を有する者であって、厚生労働大臣の定めるところにより清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了したものであること。
 - (4) 清掃作業従事者は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。
 - (5) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者(以下「空調給排水管理監督者」という。)は、厚生労働大臣の定める資格を有する者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了したものであること。
 - (6) 空気環境測定実施者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了した者 イ アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - (7) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査を行う者(以下「空調給排水管理従事者」という。) は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものとする。
 - (8) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣の定める基準に適合していること。

第4 登録の申請手続(規則第31条)

- 1 建築物清掃業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) 清掃作業監督者の氏名を記載した書面 (別記様式第3号) 及びその者が清掃作業監督者の資格を有することを証する書類
 - (4) 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4号)
 - (5) 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第 5号-1、第5号-2)
- 2 建築物空気環境測定業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が空気環境測定実施者の資格を有することを証する書類
 - (4) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (別記様式第5号-1、第5号-2)
- 3 建築物空気調和用ダクト清掃業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書 (別記様式第1号)
 - (2) 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2号)
 - (3) ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者がダクト清掃作業監督者の資格を有することを証する書類
 - (4) ダクト清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (別記様式第4号)
 - (5) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持 管理の方法を記載した書面(別記様式第5号-1、第5号-2)
- 4 建築物飲料水水質検査業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) 水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
 - (4) 水質検査実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が水質検査実施者の資格を有することを証する書類
 - (5) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第 5号-1、第5号-2)

- 5 建築物飲料水貯水槽清掃業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) (2)の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - (4) 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が貯水槽清掃作業監督者 の資格を有する者であることを証する書類
 - (5) 貯水槽清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記第4号)
 - (6) 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した 書面(別記様式第5号-1、第5号-2)
- 6 建築物排水管清掃業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) (2) の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - (4) 排水管清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が排水管清掃作業監督者 の資格を有する者であることを証する書類
 - (5) 排水管清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (別記様式第4号)
 - (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した 書面(別記様式第5号-1、第5号-2)
- 7 建築物ねずみ昆虫等防除業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) ねずみ等防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面 (別記様式第2号)
 - (3) (2) の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - (4) 防除作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が防除作業監督者の資格を有する者であることを証する書類
 - (5) 防除作業従事者の研修の実施状況を記載した書類(別記様式第4号)
 - (6) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載 した書面(別記様式第5号-1、第5号-2)
- 8 建築物環境衛生総合管理業について登録を受けようとする者は、次の書面及び書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 登録申請書 (別記様式第1号)
 - (2) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2号)

- (3) 統括管理者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が統括管理者の資格を有することを 証する書類
- (4) 清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が清掃作業監督者の資格を有することを証する書類
- (5) 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (別記様式第4号)
- (6) 空調給排水管理監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が空調給排水管理監督者 の資格を有することを証する書類
- (7) 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3号)及びその者が空気環境測定実施者の資格を有することを証する書類
- (8) 空調給排水管理従事者の研修の実施状況を記載した書面 (別記様式第4号)
- (9) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法並びにこれらの 業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5号-1、第5号 -2)

第5 登録手数料の納入

- 1 手数料は、石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)及び石川県証紙条例(昭和39年石川県条例第24号)に基づき、その納付額に相当する額面の証紙を使用料(手数料)納入票(石川県証紙条例施 行規則別記様式第1号。以下「納入票」という。)にちょう付して納入するものとする。
- 2 1の納入票は、申請書と同時に提出するものとする。

第6 登 録(法第12条の2)

- 1 知事は、提出された書類において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具 その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項を審査し、並びに保管場所及び構造とその保 管状況について現地確認を行い、厚生労働省令で定める登録基準に適合すると認めるときは、登録(別 記様式第6号)を行うものとする。
- 2 登録の有効期間は、6年とする。

第7 登録証明書の交付(規則第32条)

知事は、法第12条の2第1項の登録を行ったときは、申請者に登録証明書を交付するものとする。

第8 変更の届出 (規則第33条)

- 1 法第12条の2第1項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、知事に変更届出書(別記様式第7号)を提出するものとする。
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - ウ 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
 - エ 清掃作業監督者、空気環境測定実施者、ダクト清掃作業監督者、水質検査実施者、貯水槽清掃作業 監督者、排水管清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者及び空調給排水管理監督者(以下 「監督者等」という。)
 - オ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- 2 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に用いる機械器具その他の 設備の維持管理の方法に変更があったときは、変更後においても登録基準に適合することを証する書類を 添付するものとする。

第9 事業の廃止等

- 1 登録業者は、登録に係る事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に知事に事業廃止届出書 (別記様 式第8号) に登録証明書を添えて提出するものとする。
- 2 登録業者は、登録の有効期間が満了したときは、その日から 10 日以内に知事に登録証明書を提出するものとする。

第10 登録証明書の書換え交付

登録業者は、登録証明書の記載事項に変更を生じたときは、登録証明書に書換え交付申請書 (別記様式 第9号) を添えて、知事に登録証明書の書換え交付を申請することができるものとする。

第11 登録証明書の再交付

登録業者は、登録証明書を破り、又は汚したときは、その登録証明書に再交付申請書(別記様式第 10 号)を添えて、知事に登録証明書の再交付を申請することができるものとする。また、登録証明書を失ったときも同様とする。

なお、登録証明書の再交付を受けた後、失った登録証明書を発見したときは、5日以内にこれを知事に 返還するものとする。

第12 登録に係る事業の実績報告書の提出

登録事業者は、毎事業年度終了後3カ月以内に、登録に係る事業の実績報告書(別記様式第11号)を知事に提出するものとする。

第13 登録の取消し(法第12条の4)

知事は、登録営業所が、法第 12 条の 2 第 2 項の基準に適合しなくなったときは、その登録を取消すものとする。

第14 報告、検査等(法第12条の5)

知事は、この法の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告を徴し、又は登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うものとする。

附則

この要領は、昭和56年4月10日から実施する。

附則

この要領は、平成9年3月3日から実施する。

附則

この要領は、平成11年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から実施する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年3月1日から実施する。